

加古川市型下水道用鋳鉄製ふた認定基準

令和3年9月1日

加古川市上下水道局

(趣旨)

第1条 本基準は、加古川市上下水道局が使用する下水道用鋳鉄製ふたの認定基準について定めるものとする。

(認定対象資器材)

第2条 この基準に定める認定対象資器材の種類は、次にあげるものとする。

- (1) 加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)
- (2) 加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)
- (3) 加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)
- (4) 加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

2 前項各号に定める資器材は「加古川市型下水道用鋳鉄製ふた仕様書 平成20年1月1日」(以下「仕様書」という。)に規定するすべての基準に適合したものであること。

(認定条件)

第3条 上下水道事業管理者は、次の各号に掲げる要件を備えている者の製品を認定する。

- (1) 申請者は、社団法人日本下水道協会の下水道用鋳鉄製ふたの認定工場を所有していること。

(認定期間およびその更新)

第4条 認定期間は、認定を受けた日から3年以内とし、認定期間満了後も引き続き認定を受けようとするときは、指定する期日までに更新の手続きを行うこととし以後3年毎に更新するものとする。

2 前項の更新の手続きについては、本基準を準用する。

(申請手続等)

第5条 認定申請等に係る手続方法の詳細については、以下のとおりとする。

- (1) 本局の下水道用鋳鉄製ふたに関する製品の認定を受けようとする者、既に製品の認定を受けている者が製品の認定の更新、変更を行おうとするときは、「認定(更新・変更)申請書」(様式-①)を提出しなければならない。
- (2) 既に製品の認定を受けている者が、製品の製造を休止する場合は、事前に休止の理由及びその期間(以下「休止期間」という。)を記載した書面を本局に提出しなければならない。
- (3) 前項の届出を行っている者が、製造を再開する場合は、事前に当該再開期日を明らかにした書面を本局に提出しなければならない。
- (4) 認定を受けた者が、関係諸法令に違反する等不正な行為があったときは、認定を停止又は取り消しをする。

(添付書類)

第6条 認定申請に係る書類は次の各号に掲げるとおりとし、A4判のファイルで2部提出すること。

- (1) 加古川市型下水道用鋳鉄製ふた認定[更新・変更]申請書 様式-①
- (2) 会社概要
- (3) 日本工業規格表示許可証(写し)
- (4) 社団法人日本下水道協会「下水道用資器材製造工場認定書(写し)」
- (5) 製造工場概要
- (6) 社内規格内容書
- (7) 製造工程図
- (8) 工場組織図
- (9) 製造設備およびその管理を明らかにしたもの
- (10) 検査設備およびその管理を明らかにしたもの
- (11) 仕様書に基づく申請製品設計図書等
- (12) 仕様書に基づく申請製品の検査成績を明らかにしたもの
- (13) 製品の出荷輸送体制
- (14) クレーム時の対応と体制

- (15) 納入実績
- (16) 社団法人日本下水道協会発行の「自主検査・検査証明書」の写し
- (17) 製作工程の一部委託又は部品購入を行う場合は、提携先との契約関係、品質管理等が確認できる書類
- (18) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の使用許諾書
- (19) P L 保険(生産物賠償責任保険)証書等の写し
- (20) 製品カタログ
- (21) その他上下水道事業管理者が必要と認めた書類等

2 変更申請にあたっては前項各号に規定する必要書類を添付するものとし、更新申請に係る添付書類は前号及び第4号、第12号、第16号、第18号並びに第19号の書類とする。

(審査方法)

第7条 審査は、仕様書、本基準に基づくものとし、本局職員が以下の内容により実施する。

- (1) 認定に係る審査は、書類審査と認定検査(工場確認及び製品検査)による。
 - ① 書類審査は、前条第1項に規定する申請書類の記載内容事実確認を行う。
 - ② 認定検査は、書類審査に合格した申請者に対して次に掲げる工場確認及び製品検査を行うものであり、本局と申請者で協議し、検査日時及び検査場所を決定し、本局検査員立会のもと検査を行うものとする。
 - ア 工場確認は、申請書類等の記載内容の確認を行う。ただし、社団法人日本下水道協会「下水道用資器材製造工場認定書(写し)」をもって工場確認を省略できるものとする。
 - イ 製品検査は、仕様書に定められた検査の各項目について行う。
- (2) 認定の更新及び変更に係る審査は、書類審査と更新検査による。
 - ① 書類審査は前条第2項に規定する申請書類等の記載内容事実確認を行う。
 - ② 更新及び変更検査は認定期間満了日前日までに完了するものとし、認定検査と同様の製品検査を行う。ただし、検査状況を示す明らかなものが提出された場合で本局が不必要と認めた場合には、製品検査を省略できるものとする。

(納入後の検査及びこれに付随する措置)

第8条 本局が検査の必要があると認めた場合は、納入した製品の中から適時抜取り、本局検査員立会のもと検査を行うことができる。

この検査は、本局が必要とする項目について行うが、不合格となった場合は、製品の認定を停止又は取り消しをすることができる。

(検査結果の報告等)

第9条 申請者は認定(更新・変更)検査等に係る製品検査を行ったときは、速やかに検査結果報告書を作成し、本局に提出しければならない。

(費用負担)

第10条 この基準に規定するに供する製品及び検査費用については申請者の負担とする。

(審査結果の通知)

第11条 次に掲げる事項に該当するときは、当該申請者に対して速やかに書面を持って通知する。

- (1) 新たに認定したとき。 (様式-③)
- (2) 認定期間の更新を認めたとき。 (様式-④)
- (3) 認定申請内容の変更を認めたとき。
- (4) 認定を停止又は取り消したとき。
- (5) 不承認の場合 (様式-②)

附則

この基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この基準は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

マンホール蓋製品検査、材質一覧表

別 表

番号	試験	出展根拠 ※1	備考	Φ600		Φ300		
				T-25	T-14	T-25	T-14	
1	外観及び形状	G-4 (p5) 8. 1		○	○			
		G-3 (p6) 7. 1				○	○	
2	荷重たわみ試験	G-4 (p5) 8. 2		○	○			
		G-3 (p6) 7. 4. 1				○	○	
3	耐荷重試験	G-4 (p5) 8. 3		○	○			
		G-3 (p7) 7. 4. 2				○	○	
4	寸法	G-4 (p5) 8. 4		○	○			
		G-3 (p6) 7. 2 及び 3				○	○	
5	引っ張り及び伸び試験	G-4 (p6) 8. 5. 1		○	○			
		G-3 (p7) 7. 5. 1				○	○	
6	硬さ試験	G-4 (p6) 8. 5. 2		○	○			
		G-3 (p7) 7. 5. 2				○	○	
7	黒鉛球状化率判定試験	G-4 (p6) 8. 5. 3		○	○			
		G-3 (p7) 7. 5. 3				○	○	
8	ふたと枠の支持構造及び性能試験	G-4 (p6) 8. 6		○	○	○	○	
9	ふたの逸脱防止性能試験	G-4 (p6) 8. 7. 1		○	○	○	○	
10	ふたの不法開放防止性能試験	G-4 (p6) 8. 7. 2		○	○	○	○	
11	ふたの耐揚圧荷重強さ試験	G-4 (p6) 8. 7. 3 (1)	※2	○	○			
12	ふたの浮上しろ試験	G-4 (p7) 8. 7. 3 (2)		○	○			
13	ふたの浮上時の車両通行試験	G-4 (p7) 8. 7. 3 (3)		○	○			
14	内圧低下後のふた収納性試験	G-4 (p8) 8. 7. 3 (4)		○	○			
15	転落防止装置耐揚圧荷重強さ試験	G-4 (p10) 4. 1		○	○			
16	転落防止装置耐荷重強さ試験	G-4 (p11) 4. 2		○	○			
17	材質試験(実体切出し)	新技 (p131) 3-4-2	※3、※4	○	○	○	○	
18	腐食試験(Yブロック)	新技 (p130) 3-4-1	※3	○	○	○	○	
19	腐食試験(実体切出し)	新技 (p131) 3-4-2	※3、※4	○	○	○	○	

○の付いている項目について検査を行う。

※ 1 出展根拠図書は以下のとおりとする。

G-4:下水道用鋳鉄製マンホールふたJSWAS G-4-2009 ((社)日本下水道協会発行)

G-3:下水道用鋳鉄製防護ふたJSWAS G-3-2005 ((社)日本下水道協会発行)

新技:次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル2007年3月 ((財)下水道新技術推進機構発行)

※ 2 ふたの自動錠が60~106kNの範囲内で破損すること。また、蝶番は自動錠より先に破損しないこと。

※ 3 公設試験所、JNLA(試験事業者登録制度)登録試験事業者、またはISO 17025(試験所認定の国際規格)

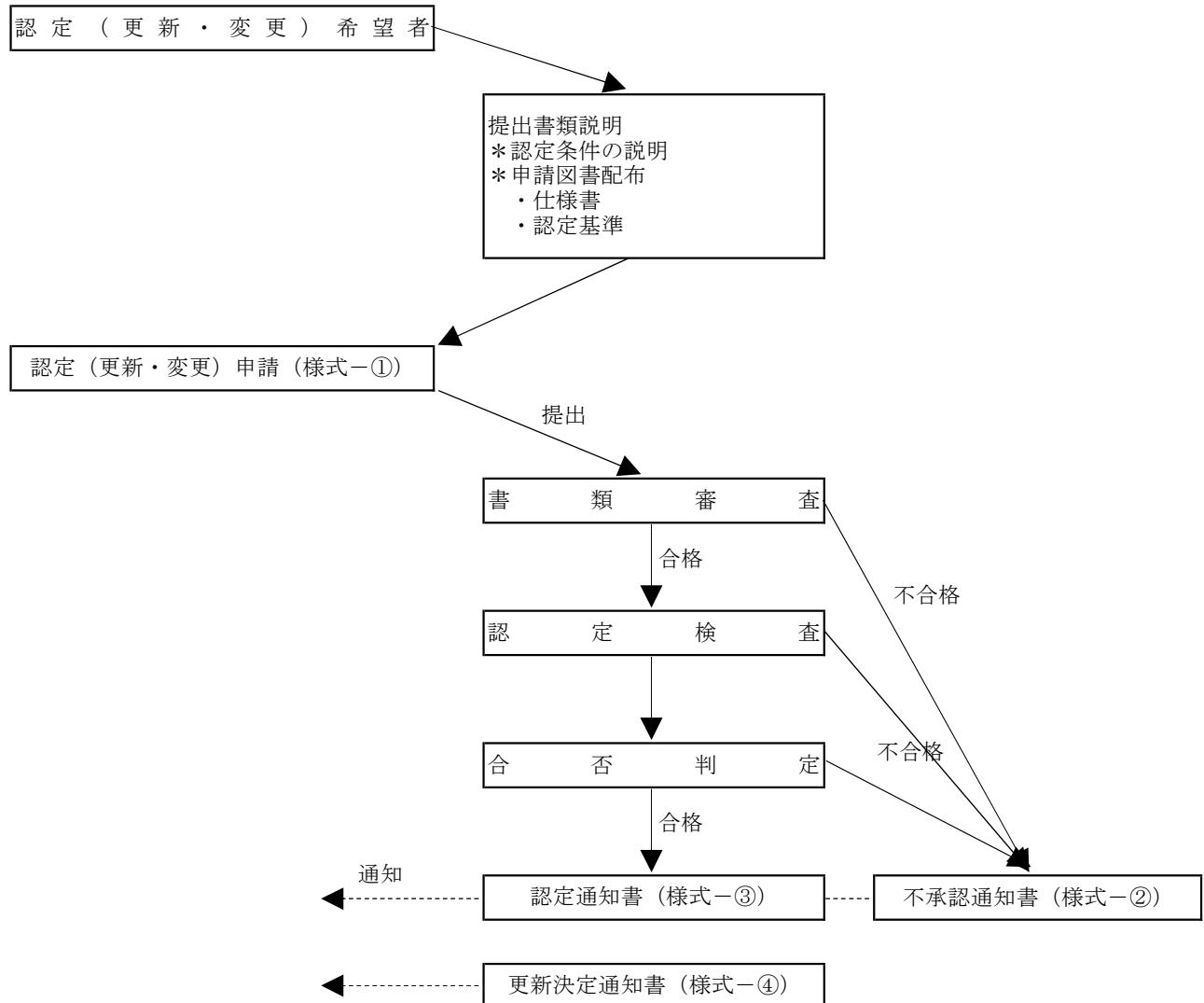
認定取得試験場の検査報告書(試験方法、試験条件及び試験結果が記載されたもの)をもって省略する。

※ 4 製品実体(ふた)より試験片を切りだして試験を行う。切出し位置については本局と申請者とで協議して決定する。

(参考) 事務の流れ

申 請 者

加古川市上下水道局



令和 年 月 日

加古川市型下水道用鋳鉄製ふた
認定〔更新・変更〕申請書

加古川市上下水道事業管理者 様

申請者 会社名
代表者
所在 地 〒
TEL
FAX

担当者

加古川市型下水道用鋳鉄製ふた認定基準第5条第1号の規定により、下記製品の認定（更新・変更）を受けたく、添付書類を添えて申請いたします。

記

1. 申請品名：

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

転落防止装置

様式-②

○ ○ 第 号
令 和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
様

加古川市上下水道事業管理者

(印)

加古川市型下水道用鋳鉄製ふた

認定不承認通知書

令和 年 月 日 付で認定〔更新・変更〕申請のありました下記製品については
審査の結果「加古川市型下水道用鋳鉄製ふた認定基準」に適合していないため承認できません。

記

1. 申請品名 :

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

転落防止装置

2. 認定不承認の理由

様式-③

○ ○ 第 号
令 和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
様

加古川市上下水道事業管理者

(印)

加古川市型下水道用鋳鉄製ふた認定通知書

令和 年 月 日 付で認定〔更新・変更〕申請のありました下記製品については
書類審査及び認定検査の結果「加古川市型下水道用鋳鉄製ふた認定基準」に適合していると
認められるので承認します。

記

1. 認定番号

認定番号

2. 認定期間等

認定承認年月日 年 月 日

認定有効年月日 年 月 日

3. 申請品名 :

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

転落防止装置

様式-④

○ ○ 第 号
令 和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
様

加古川市上下水道事業管理者

(印)

加古川市型下水道用鋳鉄製ふた更新認定通知書

令和 年 月 日 付で認定申請のありました下記製品については、書類審査及び認定検査の結果「加古川市型下水道用鋳鉄製ふた認定基準」に適合していると認められるので承認します。

記

1. 認定番号

認定番号

2. 認定期間等

当初承認年月日	年	月	日
認定承認年月日	年	月	日
認定有効年月日	年	月	日

3. 申請品名 :

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製マンホールふた 呼び600 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-25 (汚水・雨水・下水道・集排)

加古川市型下水道用鋳鉄製防護ふた 呼び300 T-14 (汚水・雨水・下水道・集排)

転落防止装置